

平成 29 年度第 1 回大阪府 E S C O 提案審査会 議事概要

1) 次第 1 : 開会

【事務局】

本審査会は、資料②「会議の公開に関する指針」に基づき、公開で行います。また、本日は 4 名の委員にご出席頂いておりますので、資料③「大阪府 E S C O 提案審査会規則」に基づき、過半数の委員の出席により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

2) 次第 2 : 大阪府 E S C O 提案審査会会長の選出

【事務局】

審査会規則に基づき、委員の互選により会長を選出いただきます。また、E S C O 事業者選定部会の部会委員は会長よりご指名いただくこととなっております。

(近本委員を会長に選出、資料⑤の事務局案のとおり会長による部会委員の指名)

3) 次第 3 : 平成 29 年度 E S C O 提案審査会 (部会) の開催予定

【会長】

今年度の本審査会の開催予定について、説明をお願いします。

【事務局】

(資料⑥に基づき、平成 29 年度の提案審査会の開催予定を説明)

4) 次第 4 : 新・大阪府 E S C O アクションプランの進捗状況について

【会長】

新・大阪府 E S C O アクションプランの進捗状況について、報告をお願いします。

【事務局】

(資料⑦と資料⑧に基づき、新・大阪府 E S C O アクションプランの進捗状況を説明)

【会長】

各委員より質問をお願いします。

【委員】

新・大阪府 E S C O アクションプラン (以下、新プラン) の対象施設は、どのように選定しているのでしょうか。

【事務局】

新プランの策定に先立って省エネ診断を実施し、E S C O 事業の導入可能な府有施設を選定しております。また、現在、府ではファシリティマネジメントに係る劣化度調査を実施しており、その結果を受けて、対象施設の見直しを今後検討していきたいと考えております。

【委員】

公募施設は、どのように選定しているのでしょうか。

【事務局】

新プランの対象施設を中心に、例えば指定管理の契約更新のタイミングなど、条件が整ったものから順次公募を行っております。また、新プランの対象外施設であっても、施設所管課から要望があり、予備調査会の実施等でE S C Oの導入が見込めると判断した施設につきましては、公募を実施しております。

【委員】

E S C O事業者の新規参入はあるのでしょうか。

【事務局】

あります。昨年度に最優秀提案者に選定された(株)共進社工業所は、府のE S C O事業の公募に単独の事業役割会社として初参加でした。また、その他複数の新規事業者から公募への参加表明を頂いております。

【委員】

大阪府のE S C O事業でL E Dが導入されたのは何時頃からでしょうか。

また、初期のL E Dはちらつき等の問題がありましたが、E S C O事業で導入したL E Dで問題が発生した事例はあるのでしょうか。

【事務局】

平成 25 年に契約した「池田保健所外 10 件E S C O事業」からL E Dを導入しています。また、これまでにちらつき等の問題が発生した事例はございません。

【委員】

新プランの推進目標では「今後 10 年で更に 60 億円の上乗せを見込む」とありますが、新プラン上の進捗はどのような状況でしょうか。

【事務局】

新プランの推進目標は平成 26 年度比の目標値であり、平成 26 年度比の光熱水費の削減額は、約 7 億 8 千万円になります。

【委員】

ベースラインの補正については、どのように行っているのでしょうか。

【事務局】

契約を締結する際に、包括的エネルギー管理計画書の中でベースラインの補正方法について取り決めを行っております。アメリカの I P M V P の計測・検証手法のうち、L E D 照明等はオプション A を、その他の省エネ手法については統計的手法であるオプション C を使用し、外気温度や湿度等を変動要因とし、ベースラインの補正を行っております。

【委員】

E S C O事業は長期にわたって契約を結ぶこととなりますが、契約期間中に事業者が倒産するなど、事業が中断した事例はあるのでしょうか。

【事務局】

E S C O事業者の倒産により、事業が中断した事例はございませんが、「リンクタウン駅ビル」のように、府が施設を売却し、購入者である泉佐野市がE S C O契約を継続している事例はございます。

【委員】

大阪府ビル省エネ度判定制度の利用状況は如何でしょうか。

【事務局】

ビル省エネ度の認証は2件ですが、判定システムの利用者からは、省エネビルとしての自己診断ツールとしてご利用頂いていると聞いております。また、大阪府設備設計事務所協会と協力体制を構築するなど、制度の普及にも努めております。

【会長】

他に何か質問はありますでしょうか。ないようですので、これにて終了したいと思います。
委員の皆様には、議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

5) 次第5：閉会

【事務局】

それでは最後に、提案審査会へ新たな諮問がございます。諮問書につきましては、写本を資料⑨をご参照ください。

(諮問書の手交)

【事務局】

以上で、審議はすべて終了しました。ありがとうございました。

以上